

## 令和6年度 地域医療介護総合確保事業に係る提案募集要領

### 1 趣旨

- ・ 団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」、「地域包括ケアシステムの構築」と「医療・福祉・介護人材の確保・育成」を一体的に推進することが喫緊の課題となっています。
- ・ このため、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（以下「法律」という。）に基づき、消費税増収分を財源とした「地域医療介護総合確保基金」が平成26年度から各都道府県に設置され（原則国2/3，都道府県1/3），各都道府県が作成する計画に基づき事業を実施しています。（介護分野については平成27年度から実施しています。）
- ・ 今回は、令和6年度の広島県計画に盛り込む事業について、提案募集を行うものです。（国の内示が得られ、県計画に位置付けられた事業が実施されます。）
- ・ なお、提案書を御提出いただいた場合でも、予算上の制約から、御希望に添えない場合がありますので、御承知願います。

### 2 地域医療介護総合確保事業の対象事業

対象となる事業は、次のとおり大きく医療と介護に分かれています。詳細は、別紙1「地域医療介護総合確保事業（医療分）事業例」、別紙2「地域医療介護総合確保事業（介護分）事業例」を参照してください。

#### 【医療分】

(1)-1 病床の機能分化・連携のために必要な事業	①医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備 等
(1)-2 病床数又は病床の機能の変更に関する事業	①地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更 等
(2)在宅医療（歯科・薬局を含む）を推進するための事業	①在宅医療を支える体制整備（地域包括ケアシステムの構築） ②在宅医療（歯科）を推進するために必要な事業 ③在宅医療（薬剤）を推進するために必要な事業 等
(3)医療従事者等の確保・養成のための事業	①医師の地域偏在対策のための事業 ②診療科の偏在対策，医科・歯科連携のための事業 ③女性医療従事者支援のための事業 ④看護職員等の確保のための事業 ⑤医療従事者の勤務環境改善のための事業 ⑥総合診療医確保・育成事業 等
(6)勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業	①追加的健康確保措置，時短計画の総合的な取組のための事業 ※ <u>概要は別紙1－別記「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」のとおり。</u>

※ 病床機能分化・連携促進基盤整備事業（回復期病床への転換に係る施設・設備整備など）及び地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業については、別途、医療機関に照会します。

※ 総合診療医確保・育成事業については、別途臨床研修病院に照会します。

## 【介護分】

(4) 介護施設等の整備のための事業 ※提案者は市町	①地域密着型サービス等整備等助成事業 ②介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 ③既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業 ④介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 等
(5) 介護従事者の確保のための事業	② 人材のマッチングのための事業 ②職場改善、資質向上のための事業 ③イメージ改善、理解促進のための事業

### 3 留意事項など

※ 国がこれまでと相違する対象事業等を明示した場合は、変更する可能性があります。

#### (1) 国の補助制度との関係

- ・ 既存の国庫補助制度があるものは、事業対象とはなりません。(例：休日夜間急患センター施設・設備整備事業、病院群輪番制病院施設・設備整備事業、救命救急センター施設・設備整備事業、共同利用施設・設備整備事業など)
- ・ 国庫補助制度はあるが、補助基準に該当しないものも、事業対象とはなりません。

#### (2) 「病床の機能分化・連携のために必要な事業」の取扱い

- ・ 2の(1)-1「病床の機能分化・連携のために必要な事業」については、原則として、施設・設備整備事業(ハード事業)及び国が示しているソフト事業が対象となります。

#### (3) ICT関係事業の取扱い

- ・ 医療連携情報ネットワーク関係事業  
「ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)」に関連する事業が対象となります。  
ネットワークの維持費(ランニングコスト)は、事業対象とはなりません。
- ・ 電子カルテの整備事業  
電子カルテの整備は、事業対象とはなりません。(ただし、勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備のための事業は対象)

#### (4) 介護保険制度における地域支援事業との関係

- ・ 提案書の提出を行った自治体のみが対象となる事業は、原則、対象とはなりません(ただし、国庫補助金から当該補助金に移行するものは除く。)
- ・ 複数の自治体対象となる広域的な事業であっても、県が広域的に取り組んでいる既存事業(認知症施策等)と類似する場合は、対象とならない場合があります。
- ・ 平成27年度以降、市町が実施することとされている地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業で位置づけられた事業(その一部を含む。)と同じ内容については、対象とはなりません。

#### (5) 自治体事業の取扱い

- ・ 自治体実施する事業については、民間事業者を対象とする研修など、民間事業者や住民に広く恩恵を及ぼすものは基金の対象としますが、自治体の行政経費(検討会経費等)については、対象とはなりません。

(6) 診療報酬・介護報酬との関係

- ・ 診療報酬や介護報酬で措置されているものや、措置が想定されているものは、事業対象とはなりません。

(7) 食糧費の取扱い

- ・ 弁当や、水・茶等の購入費（食糧費）は対象とはなりません。

(8) 事業者負担

- ・ 特定の事業者の資産形成につながる事業については、必ず事業者負担を求めます。政策上必要なもので、資産形成につながらない事業については、負担を求めないこともあります。

（参考）令和5年度補助率 施設整備：1/2，設備整備：2/3，ソフト事業：10/10

(9) 事業の評価

- ・ 事業ごとに具体的な指標や目標値及び達成年度を設定する必要があります。毎年度、事業ごとに評価を行います。

(10) 法律に基づく市町計画との整合性

- ・ 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業については、別途、法律に基づく市町計画を提出する必要がありますので、関係市町と協議を行ってください。
- ・ 介護関係事業については、市町介護保険事業計画との整合を図ってください。

(11) その他

- ・ この提案は、各施設における提案を把握し、来年度の基金事業実施等の参考とするものであり、補助金の交付を確約するものではありません。
- ・ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなりますので、短期間で財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備をしてください。なお、補助目的に反して処分することとなった場合は、原則として補助金を返還していただくこととなります。
- ・ 事業計画書の提出後は、計画内容の変更が原則認められないため、事前に関係機関（管轄保健所等）と協議の上、関係法令等に沿った計画としてください。
- ・ 補助事業は単年度計画のため、原則、令和6年度中に事業を完了する必要があります。ただし、大規模な施設整備等で、工事期間が複数年にわたることが明らかな場合は、事前に担当課に相談してください。
- ・ 事業への着手は、補助金交付を内示した後となります。事業の契約手続きについては、入札の実施など県の公共事業の扱いに準じていただきます。補助事業が不採択となった場合もその旨を連絡しますので、連絡を受ける前に事業着手しないでください。

※ 内示する時期は、例年8～9月頃の見込ですが、事業によっては9月を過ぎる場合もありますので、特に留意してください。

「介護施設等の整備のための事業」に係る留意事項

- 1 提案者は市町のみとします。
- 2 令和6年度提案募集は、市町の第9期介護保険事業計画（予定）に基づく整備です。
- 3 対象事業の詳細は、別添A-2を参照してください。なお、別添A-2に記載されている令和6年度単価（予定）額は、あくまでも予定額であり、国の通知等により示される上限単価等を踏まえ、県が定める補助単価等とする予定です。

- 4 各市町においては、次の書類を提出してください。

提出書類
A-1：市町基金所要額一覧
A-2：令和6年度介護施設等の整備に関する事業見込量等調査票（市町分）

なお、介護施設等の整備のための事業がない市町にあつては、別添A-1に該当しない旨を記載して医療介護基盤課に提出してください。

今後、国からの通知等により事業内容等に変更があり得るとともに、国からの事業見込量等の調査依頼があれば、追加で調査することがありますので、御留意ください。

- 5 「市町の第9期介護保険事業計画（予定）に基づく整備」分提出に当たっては、事業が、市町の第9期介護保険事業計画（予定）に基づく介護サービス量の増を図るための整備であることなど、市町の第9期介護保険事業計画（予定）との整合性や必要性、優先度を十分に検討のうえ提出してください。提出に当たっては、基金で整備した施設・設備が整備後にサービスの全部又は一部を休止する等、利用が低調であることのないよう、管内における利用者の需要調査の結果等を踏まえ、事業実施に必要となる施設等について十分に精査を行ってください。

また、必要に応じて、民間事業者等に対して照会のうえ提出してください。

- 6 介護施設等の整備のための事業については、広域型施設（定員30名以上の特別養護老人ホーム等）も含め、実施主体を市町（市町の助成により事業者が実施する事業に対して、補助事業として市町へ補助）とする予定ですので、御留意ください。

- 7 介護施設等の整備に係る提案を希望する民間事業者等は、市町の第9期介護保険事業計画（予定）との整合性を図る観点などから、施設を設置しようとする市町に相談してください。

- 8 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンや災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、補助対象外ですので、ご留意ください。

#### 4 事業の提案について

##### (1) 募集期限

令和5年10月27日(金) ※電子データで提出してください。

##### (2) 事業の提案方法

- ・ 提案書を作成の上、必ず以下のいずれかの団体を通じて提出してください。
- ・ また、以下の各団体において、提案事業の内容（事業の実現可能性等）を十分確認の上、提出してください。（必要に応じて、個別ヒアリング等を実施します。）

※ 地域保健対策協議会の場合、二次保健医療圏を対象地域とし、地域の関係機関の協力により実施するもので、協議会として実施すべきと判断したものを提出してください。

一般社団法人広島県医師会	広島県国民健康保険団体連合会
一般社団法人広島県歯科医師会	公益社団法人日本認知症グループホーム協会広島県支部
公益社団法人広島県薬剤師会	全国軽費老人ホーム協議会中国ブロック
公益社団法人広島県看護協会	広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会
一般社団法人広島県病院協会	広島県訪問介護事業連絡協議会
全国自治体病院協議会広島県支部	広島市域通所サービス連絡協議会
広島大学	広島市域訪問介護事業者連絡会
公益財団法人広島県地域保健医療推進機構	一般社団法人広島県介護支援専門員協会
一般社団法人広島県精神科病院協会	一般社団法人広島県介護福祉士会
広島県訪問看護ステーション協議会	公益社団法人広島県社会福祉士会
一般社団法人広島県助産師会	広島県社会保険労務士会
公益社団法人広島県理学療法士会	広島県介護福祉士養成施設協会
一般社団法人広島県作業療法士会	公益社団法人介護労働安定センター広島支部
広島県言語聴覚士会	一般社団法人広島県シルバーサービス振興会
一般社団法人広島県歯科衛生士会	一般社団法人日本在宅介護協会
広島市連合地区地域保健対策協議会	一般社団法人日本福祉用具供給協会中国支部広島県ブロック
海田地域保健対策協議会	一般社団法人全国特定施設事業者協議会（広島県特定施設連絡会）
芸北地域保健対策協議会	一般社団法人広島県医療福祉人材協会
広島県西部地域保健対策協議会	広島県民生委員児童委員協議会
呉地域保健対策協議会	公益財団法人広島県老人クラブ連合会
広島中央地域保健対策協議会	公益社団法人認知症のひとと家族の会広島県支部
尾三地域保健対策協議会	特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター
福山・府中地域保健対策協議会	広島県商工会連合会
備北地域保健対策協議会	広島県生活協同組合連合会
広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会	広島県農業協同組合中央会
社会福祉法人広島県社会福祉協議会	広島県労働者福祉協議会
広島県社会福祉法人経営者協議会	公益財団法人さわやか福祉財団中国ブロック
広島県老人福祉施設連盟	広島県地域包括ケア推進センター
公益社団法人広島市老人福祉施設連盟	各市町
広島県老人保健施設協議会	

### (3) 提出書類

- ・提案様式1
- ・提案様式2及び事業費に係る積算資料

※ 介護分の施設整備については、別添A-1・2及び第9期介護保険事業計画(予定)における位置付けが分かるものを添付

### 5 提出先・問合せ先

以下、広島県健康福祉局内の担当課へ提出してください。

※ 令和5年度の実施事業の継続、事業内容の変更等による提案は、以下によることなく、当該事業に係る調整等を行った担当課と調整してください。

事業区分	提出先・問合せ先
地域医療介護総合確保事業の全般	医療介護政策課 医療・介護連携グループ 正木, 勝部 電話 082-513-3081 (ダイヤルイン) メールアドレス fuiryousei@pref.hiroshima.lg.jp
病床の機能分化・連携のために必要な事業	【病床機能分化・連携】医療介護政策課 医療推進グループ 吉野, 秦
在宅医療(歯科・薬局を含む)を推進するための事業	【在宅医療を支える体制整備(地域包括ケアシステムの構築)】 地域共生社会推進課 地域包括ケア推進グループ 宮地 電話 082-513-3198 (ダイヤルイン) メールアドレス fukyousei@pref.hiroshima.lg.jp
	【在宅医療(歯科)を推進するために必要な事業】 健康づくり推進課 健康づくり推進グループ 藤井 電話 082-513-3076 (ダイヤルイン) メールアドレス fukensui@pref.hiroshima.lg.jp
	【在宅医療(薬剤)を推進するために必要な事業】 薬務課 薬事グループ 小松 電話 082-513-3222 (ダイヤルイン) メールアドレス fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp
医療従事者等の確保・養成のための事業	【医師の確保・養成】 医療介護基盤課 医療支援グループ 松本, 福富 電話 082-513-3062 (ダイヤルイン) メールアドレス fuiryokbn@pref.hiroshima.lg.jp
	【看護職員の確保・養成】 医療介護基盤課 医療人材グループ 小谷, 福庭, 半田 電話 082-513-3057 (ダイヤルイン) メールアドレス fuiryokbn@pref.hiroshima.lg.jp
勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業	医療介護基盤課 医療人材グループ 福庭, 半田 電話 082-513-3056 (ダイヤルイン) メールアドレス fuiryokbn@pref.hiroshima.lg.jp
介護施設等の整備のための事業	医療介護基盤課 法人指導・老人福祉施設グループ 久長, 西山 電話 082-513-3199 (ダイヤルイン) メールアドレス fuiryokbn@pref.hiroshima.lg.jp <別添A-1・2関係>

介護従事者の確保のための事業	医療介護基盤課 介護人材グループ 柴、桑原、伊藤 電話 082-513-3142 (ダイヤルイン) メールアドレス fuiryokbn@pref.hiroshima.lg.jp <別紙2事業例の事業番号1~23, 30~35, 39, 41 関係>
	医療介護政策課 医療・介護連携グループ 勝部, 折田 電話 082-513-3081 (ダイヤルイン) メールアドレス fuiryousei@pref.hiroshima.lg.jp <別紙2事業例の事業番号6, 19, 24~28, 36~38 関係>